

手当や医療費助成の手続きはお済みですか

市内在住の方で、乳幼児、児童、ひとり親、障がい児などの各要件に当てはまる方は、申請することにより、手当や医療費の助成が受けられます(所得の制限で、該当しない場合もあります)。

※現在受給している方は、市から送付する現況届(年度更新手続き)を提出してください。

医療費助成制度・児童手当

▽乳幼児医療費助成制度

- 対象: 就学前の乳幼児を養育している、各種健康保険に入っている方
- 内容: 医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成

▽義務教育就学児医療費助成制度

- 対象: 小学校1年生から中学校3年生までの児童を養育している、各種健康保険に加入している方
- 内容: 入院、調剤、訪問看護の保険診療に係る医療費自己負担分を助成

▽児童手当

- 対象: 中学校3年生修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方
- 手当額
 - *0歳~3歳未満(一律): 月額1万5千円
 - *3歳~小学校修了前(第1子・第2子): 月額1万円
 - *3歳~小学校修了前(第3子以降): 月額1万5千円

以降): 月額1万5千円
●中学生(一律): 月額1万円
※所得制限を超える場合(一律): 月額5千円

●養育する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)のうち、年長者から第1子、第2子...と数えます。

▽申請に必要なもの

- 申請者名義の振込口座、申請者と対象児童の健康保険証
- ※要件により他に書類が必要

ひとり親関係手当・助成制度

▽児童扶養手当

- 対象: 平成9年4月2日以降の生まれ(平成27年度の場合)か、障がいのある20歳未満で、次の状態にある児童(児童福祉施設に入所している場合を除く)を扶養している父、母または養育者
- 父母が離婚した児童
- 父が死亡した児童
- 父が母に重度の障がいのある児童
- 父が母が生死不明の児童
- 父が母に1年以上遺棄されている児童
- 父が母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父が母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

▽児童育成手当(育成手当)

- 対象: 平成9年4月2日以降の生まれ(平成27年度の場合)で、前述の児童扶養手当の対象に掲げている状態にある児童を扶養している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)
- 手当額: 児童1人につき月額1万3500円
- 申請に必要なもの
 - 申請者名義の振込口座、申請者と対象児童の健康保険証、戸籍謄本
 - ※要件により他に書類が必要

▽特別児童扶養手当

- 対象: 20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)
- 「愛の手帳」1、2、3程度度の児童
- 「身体障害者手帳」1、2級程度の児童
- 脳性マヒか進行性筋萎縮症の児童など
- 手当額: 児童1人につき月額1万5500円
- 支給月: 6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)

●対象: 20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合、児童の障がいと理由とする年金を受給している場合を除く)

障がい児関係手当

- 対象: 20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)
- 「愛の手帳」1、2、3程度度の児童
- 「身体障害者手帳」1、2級程度の児童
- 脳性マヒか進行性筋萎縮症の児童など
- 手当額: 児童1人につき月額1万5500円
- 支給月: 6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)

ひとり親関係手当・助成制度

- 対象: 児童扶養手当の対象者と同じ
- 内容: 医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成
- ※所得によつては一部負担金あり

申請に必要なもの

- 申請者名義の振込口座、申請者と対象児童の健康保険証、戸籍謄本
- ※要件により他に書類が必要

申請・問合せ 子育て支援課

子育て支援係(直通558・1250)、五日市出張所市民総合窓口係(申請のみ)

病後児保育を ご利用ください



▽対象児童 市内に住所があり、保育所に通所している児童で、病気の回復期にあることから集団保育が困難で、か

平成27年 春の全国交通安全運動

5月11日(月)~20日(水)
「やまじが
走るこの街
この道路」



- 五則の周知徹底
- 重点2: 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 重点3: 飲酒運転の根絶
- 重点4: 二輪車の交通事故防止

交通事故死ゼロを目指す日

5月20日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です。一人一人が交通ルールを守り、交通事故の発生を防止しましょう。

交通安全パレードと キャンペーン (五日市警察署管内)

- ▽日時 5月9日(土) 午前9時30分~正午
- ▽交通安全パレード
 - 時間: 午前9時30分~11時
 - 内容: 日の出町役場からイオンモール日の出までの間をパトカーや白バイなどの車両がパレードします。
- ▽交通安全キャンペーン

自転車安全利用 TOKYOキャンペーン

5月1日(金)~31日(日)
自転車走行中は
必ず安全確認を



- ▽利用期間 原則として、7日以内(特別な理由がある場合は、延長可能)
- ▽実施施設 秋川あすなろ保育園
- ▽費用 2千円(児童1人当たり)
- ▽申込み 事前登録後、利用希望日の前日までに、医師連絡票(指定書式)を添えて、直接秋川あすなろ保育園病後児保育室(☎558・829)へ申し込んでください。
- ▽問合せ 子育て支援課子育て支援係

●時間: 午前10時~正午
●場所: イオンモール日の出南側駐車場と1階メインコート
●内容: パトカー・白バイ展示乗車体験、子ども用警察官制服の着用コーナー、自転車シミュレーター体験乗車、増戸中学校吹奏楽部による演奏
※午前11時(車両パレード到着後)から式典を行います。

春の交通安全
フェスティバル
(福生警察署管内)

▽日時 5月9日(土) 午後2時
▽場所 羽村市生涯学習センター1ゆとりぎ大ホール
▽内容 1日警察署長委嘱式、交通安全教室、福生交通安全団の鼓笛演奏、福生交通安全協会吹奏楽部による演奏、塩之糍丸による毒舌交通安全漫談歌

▽問合せ 五日市警察署(☎595・0110)、福生警察署(☎551・0110)、地域防災課防災安全係

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを行行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用し、安全運転を心がけてください
- 次の方は道路交差点で禁止されています
 - ブレーキ不良(備えていない)自転車運転
 - 傘差し運転
 - 携帯電話使用運転

▽自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを行行

④ 安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

●夜間はライトを点灯

●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用し、安全運転を心がけてください

●次の方は道路交差点で禁止されています

●ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

●傘差し運転

●携帯電話使用運転

▽問合せ 地域防災課防災安全係